

京都市建築物安心安全実施計画

取組実績一覧

令和2年度まで

○ 「取組実績一覧」作成の目的

- ・ 推進会議の各構成団体の取組を1つの資料にまとめ、つながり・横並びを見えやすくする。
 - 公民協働のための共通認識の醸成
各構成団体の取組について、計画における位置付けを定期的に確認いただき、公民協働での計画推進のための意識を共有
 - 取組の水平展開のための情報共有
各構成団体の取組を共有し、参考にして、相互に取り入れることで、各構成団体の取組を充実
 - 協働での取組のきっかけづくり
各構成団体の取組を相互に結び付け、団体相互間や本市との協働により、更に効果的、効率的な取組へ

○ 構成

- ・ 計画に掲げる「5本の柱」に関連する、各構成団体の取組をリスト化する。

○ 更新・公表

- ・ 年に1回、各構成団体を対象に行うアンケートの結果に基づき更新し、推進会議（全体会議）において公表する。

柱1	質の高い新築建築物の供給促進	最終更新日 令和3年8月5日
----	----------------	----------------

◆取組実績一覧

柱1 施策の方向性					
(1) 建築物の良質化に向けた社会全体での意識の醸成 (2) 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり (3) 地域と調和した建築計画の誘導					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
1	(1)	金融, 行政	住宅金融支援機構, 建築指導部	フラット35の融資にあたり, 新築住宅・既存住宅ともに物件検査を行い, 一定水準を満たさない場合は融資を行わないこととしている。また, 既存住宅の取得と併せて耐震改修等の改修工事を行う場合は, 取得費用だけでなく当該改修工事費も併せて融資を行っている。	柱2
2	(1),(2)	建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として, 京都府すまいづくり協議会の実施	
3	(1),(2)	指定機関	西日本住宅評価センター	完了検査と住宅性能評価との同時検査体制をとり, 工事監理者の負担軽減を図っている。	
4	(1)	行政	京都府 建築指導課	法定講習(建築士定期講習)の受講促進	
5		建築	建築設計監理協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために, 協会HPから京都市HPへのリンク	全般
6		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として, 設備設計事務所との協議会の実施	全般
7		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として, 他団体の青年部会との交流会の実施	全般
8		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として, 士業 自由業団体懇話会の実施	全般
9		不動産	宅地建物取引業協会	提言, 要望等の活動内容, 反映された施策等を会員へメール・FAX, ホームページ, 広報等により周知している。	全般
10		不動産	全日本不動産協会	京都市の施策や各制度等について, 年4回, 研修を実施 社会情勢を踏まえ今後開催時期を検討し, eラーニングシステムでの開催を併用	全般
11		建築	建築家協会	安心安全推進会議の会議内容で有益と考える事項をHP上で報告しリンクを作成	全般
12		建築	建設業協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために, 会員・市民へ向けて支部の事業内容や京都市からの告知を掲示	全般
13		不動産	宅地建物取引業協会	協会本部でのパンフレットの配架や, 協会ホームページでの広報など, 建築物の安心安全の普及啓発の依頼に協力できる体制である。	全般
14	(2)	行政	建築指導部	「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」を改正(令和3年4月1日公布)し, 宿泊施設の客室内部を対象とした新基準の設置及び宿泊施設のバリアフリー情報に係る公表制度を創設した(令和3年10月1日施行)。	
15	(3)	行政	建築指導部	市政やまちづくりに関する理解を深めていただき, 市民参加の"きっかけ"としていただくことを目的に, あらかじめ設定した多様なメニューの中から, 市民の要請に応じて, 出前講座を実施している。	柱2, 3
16	(3)	行政	建築指導部	「京都市宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱」を令和2年度に制定した。 また, 同要綱に基づく地域まちづくり協議区域の指定(26地区)した。	
17		行政	建築指導部	週に1回, 専門知識を有する建築相談員による建築相談窓口を開設している。	全般

柱2	既存建築物の安全性確保と活用促進	最終更新日 令和3年8月5日
----	------------------	----------------

◆取組実績一覧

柱2 施策の方向性					
(1) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化 (2) あらゆる建築物の維持保全の徹底及び円滑な活用に資する取組の推進 (3) 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
1	(1)	エネルギー、建築、不動産、行政	大阪ガス、建築士会、建築士事務所協会、建築家協会、全中建京都、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、不動産コンサルティング、京都府警、消防局	各指導案件について、各団体の特長を發揮し、効果的な問題解決に当たることができるよう連携している。	
2	(1)	建築、不動産、行政	建築士会、建築士事務所協会、建築家協会、建設業協会、全中建京都、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、不動産コンサルティング、京都府警、消防局	各団体と連携し、危険建築物情報の市への伝達体制を構築している。	
3	(1)	建築	建築士会	一斉公開建築パトロールに参加する人選の入れ替え等を図り、会員に対しても刺激になるようなものとして取り扱う。	
4	(1),(2)	建築	建築士会	すまいに関する総合的な相談及び京都府住宅供給公社住宅相談へ派遣し、一般市民からの相談に合わせて、建築基準法の周知を行っている。	
5	(2)	建築	建築士会	一般市民の京町家の所有者に対して、健全な耐震改修について周知を行う。	
6	(2)	建築	建築士会、建築士事務所協会、建築家協会、全中建京都	耐震ネットワーク会議において、H25から専門家派遣による耐震相談・点検事業を開始した。	
7	(1)	建築	建築士会	既存建築物の適切な維持管理に向けて、危険建築物相談窓口を開設している。	
8	(2)	建築	建築士事務所協会	定期報告制度の着実な実施に向けて、K A S S（入札システム）により定期報告調査者を紹介している。	
9	(1),(2),(3)	建築	建築士事務所協会	既存建築物についての無料建築相談会を適宜実施	
10	(1),(2),(3)	建築	建築士事務所協会	既存建築物についての各市町村実施の相談会に参加	
11	(2)	建築	建築士事務所協会	耐震診断・耐震改修の促進に向けて、KM木造住宅耐震診断プログラム 全国発売	
12	(2)	建築	建築士事務所協会	耐震化に関する普及に向けて、木造住宅耐震診断ソフトの普及のための講習会	
13	(2)	建築	建築士事務所協会	耐震化に関する普及に向けて、「あすのkyoto・地域創生フェスタ」に参加	
14	(2)	建築	建築士事務所協会	耐震化に関する普及に向けて、建築耐震相談会ブースを開設参加	
15	(2)	建築	建築士事務所協会	耐震化に関する普及に向けて、KM木造住宅耐震診断プログラムを使ってS56以降の建物について耐震診断士派遣体制の継続、耐震診断の普及活動への活用	
16	(2)	建築	建築設計監理協会	定期点検に係る普及啓発のためのパンフレット等を会員に配布している。	
17	(2)	指定機関	京都確認検査機構、I-P-E-C、アネックス、西日本住宅評価センター	確認検査受付窓口で、定期報告対象建築物について案内リーフレットを配布している。	
18	(2),(3)	不動産	宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、不動産コンサルティング	宅地建物取引業法の改正（平成30年4月）により、定期報告書等の保存状況を住宅の用途に限り重要事項説明書に記載	
19	(3)	不動産	宅地建物取引業協会	取引物件の重要事項説明書に「敷地と道路との関係による制限」として、「建築基準法第42条の道路に該当しません。（原則として建築不可）」を記載する欄を設けている。	
20	(3)	不動産	宅地建物取引業協会	重要事項説明書の解説書にて、既存不適格建築物などについて、記載例を示して説明している。	柱4
21	(3)	不動産	宅地建物取引業協会	宅地建物取引業法の改正（平成30年4月）により、重要事項説明書に「建物状況調査の結果の概要」、「建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況・建物の耐震診断に関する事項」を追加した書式を使用。	
22	(1)	不動産	宅地建物取引業協会	消費者への相談対応の一環として、「ふれあいまつり」等で「空き家相談会」を市と共催し、「地域の空き家相談員」が対応を行う。（令和2年度はコロナ禍のため中止）	
23	(1)	不動産	宅地建物取引業協会、全日本不動産協会	消費者への相談対応の一環として、地域の空き家相談員の募集があれば会員への周知等に協力する。	

柱2 施策の方向性					
(1) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化 (2) あらゆる建築物の維持保全の徹底及び円滑な活用に資する取組の推進 (3) 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり					
No.	「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
24	(1),(2)	不動産	宅地建物取引業協会	一般消費者を対象とした不動産取引等に関する無料相談を協会本部において毎週火・金曜日に、北部(綾部市)において第1・第3火曜日に実施している。	
25	(1)	不動産	宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、不動産コンサルティング	「地域の空き家相談」において、権利関係の整理等、相談内容に応じた対応を行っている。	
26	(1)	不動産	宅地建物取引業協会	7市2町の空家等対策協議会に参画	
27	(1)	不動産	宅地建物取引業協会	10市4町と空き家バンク協定などを締結	
28	(1)	不動産	宅地建物取引業協会	空家の現状と課題、空き家バンク協力業者の役割等を掲載した「空き家利活用の手引き」を作成。(所有者向けセミナーで教材等として活用予定)	
29	(1)	不動産	宅地建物取引業協会	空き家研修テキストを作成。(空き家対策の人材育成研修会に活用)	
30	(1)	不動産	宅地建物取引業協会	空き家セミナー&個別相談会を開催	
31	(1)	不動産	宅地建物取引業協会、全日本不動産協会	山科区・宅建業協会、全日本不動産協会の共催で、山科区民まつりにおいて「空き家相談コーナー」を設置。R2年度はコロナ禍により中止	
32	(3)	不動産	全日本不動産協会	重要事項説明書に検査済証の有無を明記している。	
33	(1)	不動産	全日本不動産協会	既存違反建築物に係る情報収集、把握	
34	(1),(3)	不動産	全日本不動産協会	既存違反建築物について、個別案件で把握し、重要事項説明書に明記	
35	(1),(2)	不動産	全日本不動産協会	消費者への相談対応の一環として、毎週火曜日に京都府本部で不動産無料相談会を実施している。コロナ禍のため現在は電話相談のみ。	
36	(1),(2)	不動産	全日本不動産協会	消費者への相談対応の一環として、京都府SKYフェスティバル、ウイングス京都、ゼスト御池で出張相談会を開催	
37	(3)	不動産	全日本不動産協会	既存不適格物件について、重要事項説明書の難形に明記をする。	
38	(1)	不動産	不動産コンサルティング	空き家管理ビジネスマニュアルの配布	
39	(1),(2)	不動産	不動産コンサルティング	消費者への相談対応の一環として、不動産なんでも相談会を毎週実施	
40	(1),(2)	消費者	消費生活総合センター	消費生活に関する様々な分野の専門家による相談窓口の設置や相談会を開催している。	
41	(1)	行政	京都府警	違反建築物の指導について、京都府警、京都府及び京都市で情報を共有している。(賃貸マンション仲介にかかる宅建業法違反(無免許営業)事件検挙や建築基準法違反被疑者の検挙に関する情報共有)	
42	(1)	行政	消防局	違反建築物を発見した場合、建築指導部に通報している。	
43	(1)	行政	消防局	指導基準について、消防局と都市計画局との連携により、基礎資料収集を実施	
44	(1)	行政	京都府 建築指導課	違反建築物に関与した建築士の処分	
45	(2)	建築	建築士事務所協会	防火設備定期検査業務基準及び実務講習会の実施	
46	(2)	建築	建築士事務所協会	適合証明技術者業務講習会、改正基準法に関する講習会、既存住宅状況調査の現地調査方法の勉強会	
47	(1)	行政	京都府警、京都府 建築指導課	不適切な事業者の情報を蓄積し、情報共有について警察分科会で検討している。	
48	(2)	建築	建築士事務所協会	京都府下で木造耐震の他団体協力体制の構築	
49	(1),(2)	行政	消防局	H26から、目的を明確にした査察を実施しており、H29からは過去の事件事故を受けた査察対象のうち、違反が未是正のものに対する査察等を行っている。	
50	(1),(2)	行政	消防局	必要に応じて、建築指導部と消防局合同での査察を行っている。	

柱2 施策の方向性					
(1) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化					
(2) あらゆる建築物の維持保全の徹底及び円滑な活用に資する取組の推進					
(3) 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
51	(1),(3)	金融	銀行協会	増築、リフォーム等において、物件の規模、大きさ等の案件の状況により、各銀行で融資の際の検査済証の要否について取り決めている。	柱4
52	(1),(3)	金融	信用金庫協会	大型改修工事には融資の際に、検査済証の取得を義務付けている。	柱4
53	(1)	消費者	消費生活総合センター	違反建築防止啓発リーフレットを当課執務室に配架し、市民への情報提供を図っている。	柱4
54	(1)	不動産	不動産コンサルティング	危険建築物に関して、行政からの相談物件に対し、適宜迅速に会員に連絡して対応できる体制を整えている。	
55	(1)	不動産	宅地建物取引業協会	空き家相談スキルアップ研修会をオンラインで開催するとともに、後日ホームページで配信	
56	(3)	不動産	全日本不動産協会	検査済証の有無に関して、重要事項説明に関する研修を開催	
57	(1),(2)	建築	建築士事務所協会	消費者への相談対応の一環として、建築士事務所キャンペーンを実施している。	
58	(3)	不動産	宅地建物取引業協会	重要事項説明書の説明資料として、建築基準法の説明資料を添付できるようにしている。	
59	(2)	金融	住宅金融支援機構	フラット35の融資にあたり、新築住宅・既存住宅ともに物件検査を行い、一定水準を満たさない場合は融資を行わないこととしている。また、既存住宅の取得と併せて耐震改修等の改修工事を行う場合は、取得費用だけでなく当該改修工事費も併せて融資を行っている。	柱1
60	(2)	建築	建設業協会	市民に向けて新築・既存建築物を問わず建築技術等の施工部分に関する無料相談を実施（木造建築や軽微な修繕などの答えられないものを除く）。	柱1
61	(2)	建築	建築士会	地域と顔の見える関係を構築して耐震・防災について促進するようにしていく。	柱5
62	(3)	不動産	宅地建物取引業協会	協会ホームページにおいて、会員が契約書類作成時に京都府マルチハザード情報提供システム等を参照できるようにしている。	柱5
63	(2)	行政	消防局	安心安全の建築・まちづくり庁内ネットワーク会議を開催し、近年の主な事件事故について関係部局間で情報共有と連携の強化を図っている。	柱5
64	(1),(2)	行政	消防局	地震、火災、水害などあらゆる災害による被害を最小限に食い止めるため、査察を実施している。	柱5
65	(1),(2)	行政	消防局	事件事故発生時の現地確認及び情報提供を行っている。	柱5
66	(1),(2)	行政	消防局	事件事故が発生した場合、京都市で類似の建築物に対し、緊急のパトロール・立入調査を行ったうえ、予防措置及び必要に応じ是正に関する指導を実施。（これまでの緊急パトロール：個室ビデオ店、カラオケボックス、ホテル、グループホーム、診療所、簡易宿所、木造飲食店、大規模倉庫、木造寄宿舎）	柱5
67	(2)	行政	消防局	防災訓練において、消防局と都市計画局との連携のもと周知啓発活動に取り組んでいる（耐震化対策、密集市街地対策）。	柱5
68	(1)	エネルギー	大阪ガス	ガス工事設計審査受付に違反建築防止のパンフレットを置き、主に住宅のガス工事の設計を行うガス工事会社様にお渡ししている。また、設計者の会議にてパンフレットを配布予定	
69	(1)	エネルギー	上下水道局 水道部、上下水道局 下水道部	営業所などにおける、法令順守に係るPRポスターの掲示、リーフレットの設置	
70	(1)	エネルギー	関西電力送配電、上下水道局 水道部、上下水道局 下水道部	建築基準法違反等の建築物に対し、京都市からの要請があり、かつ、一定の基準を満たしている場合は供給承諾を保留する。	
71	(1)	エネルギー	上下水道局 水道部、上下水道局 下水道部	上下水利用に係る新規申請時に建築確認通知の写しの提出を求めている。	
72	(1)	行政	消防局	法令順守に係るリーフレットの窓口配布、ポスターの掲示	
73	(1),(2)	行政	京都府 建築指導課	法定講習（建築士定期講習）の受講促進	
74	(1)	行政	京都府 建築指導課	不適切な監理者等の処分の一環として、建築士事務所の立入指導	
75	(1)	行政	京都府 建築指導課	不適切な監理者等の処分の一環として、建築士処分基準、建築士事務所処分基準を策定	

柱2 施策の方向性					
(1) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化 (2) あらゆる建築物の維持保全の徹底及び円滑な活用に資する取組の推進 (3) 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり					
No.	「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
76	(1)	金融	銀行協会	住宅ローン取扱時に検査済証提出の義務付け100%に向けて進めている。	
77	(1)	金融	信用金庫協会	新築物件では、融資の際に検査済証の取得を義務付けている。	
78	(1)	金融	住宅金融支援機構	フラット35の新築融資において、検査済証の発行を融資実行の要件としている。<令和2年度実績(京都府)>申請戸数:1,115件(前年度比12戸増)、実行戸数:596戸(前年度比174戸減)	
79		建築	建築設計監理協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために、協会HPから京都市HPへのリンク	全般
80		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、設備設計事務所との協議会の実施	全般
81		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、他団体の青年部会との交流会の実施	全般
82		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、土業 自由業団体懇話会の実施	全般
83		不動産	宅地建物取引業協会	提言、要望等の活動内容、反映された施策等を会員へメール・FAX、ホームページ、広報等により周知している。	全般
84		不動産	全日本不動産協会	京都市の施策や各制度等について、年4回、研修を実施	全般
85		建築	建築家協会	安心安全推進会議の会議内容で有益で必要と考える事項をHP上で報告しリンクを作成	全般
86		建築	建設業協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために、会員・市民へ向けて支部の事業内容や京都市からの告知を掲示	全般
87		不動産	宅地建物取引業協会	協会本部でのパンフレットの配架や、協会ホームページでの広報など、建築物の安心安全の普及啓発の依頼に協力できる体制である。	全般
88	(1)	行政	建築指導部	検査済証交付率の向上と、違反行為に対するけん制と早期発見、早期是正の推進を目的とした完了パトロール、一斉公開パトロール等の見直しを行い、不特定多数が利用する既存建築物の査察への取組に方向性を変更した。	
89	(1)	行政	建築指導部	違反建築物防止と安心安全実施計画推進会議の活動について記載したリーフレット「みんなで守ろう建築のルール」を作成し、安心安全実施計画への参画団体から協力を得て配布している。	柱4
90	(1)	行政	建築指導部	日本建築行政会議で作成されたリーフレット「あなたの住宅・店舗・事務所等を安全に建てるための建築基準法・建築士法」及び近畿建築行政会議で作成されたリーフレット「安全な住宅を建てるために、安心な住宅を買うために」を配布している。	柱4
91	(1)	行政	建築指導部	検査済証の取得徹底に係る、市の広報媒体を活用した市民への普及啓発の実施(中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容) →R元年度は市民新聞10月号四コマ漫画にて啓発。	柱4
92	(1)	行政	建築指導部	工事監理の必要性、コンプライアンス向上等に係る、ホームページ、パンフレット等を活用した広報活動を行っている。	柱4
93	(1)	行政	建築指導部	不適切な事業者の情報を蓄積し、情報共有について警察分科会で検討している。	
94	(1)	行政	建築指導部	各種補助制度の申請時に検査済証の提出を求めている。 ・分譲マンションの耐震化対策事業 ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化対策事業 ・既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業 ・修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業 ・要安全確認計画記載建築物(指定道路沿道)耐震化対策事業 ・吹付けアスベスト除去等助成事業	柱4
95	(1)	行政	建築指導部	金融機関に対して、住宅ローン取扱時に検査済証を要件化することを依頼している。	柱4
96	(1)	行政	建築指導部	建築基準法に基づく命令処分を行った場合、違反者に対する行政処分内容の公表を行っている。	
97	(2)	行政	建築指導部	定期報告制度に係る所有者説明会、調査者説明会を実施(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は説明会を中止。説明会に代わる説明資料をホームページに掲載)	

柱2 施策の方向性					
(1) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化 (2) あらゆる建築物の維持保全の徹底及び円滑な活用に資する取組の推進 (3) 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり					
No.	「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
98	(2)	行政	建築指導部	定期報告の対象拡大時に各用途別の関係団体を訪問して定期報告制度の説明を実施した。現在、制度を説明した資料をホームページに掲載し、啓発している。	
99	(2)	行政	建築指導部	定期報告制度総合リーフレットを配布	
100	(2)	行政	建築指導部	新築や用途変更等により、新たに定期報告対象建築物を生じさせる場合に、その旨を建築主が京都市に通知する制度を平成30年10月から開始しており、当該通知時に定期報告制度の趣旨等を説明したチラシを交付している。	
101	(3)	行政	建築指導部	H30.3月から定期報告提出建築物の一覧をホームページに掲載している。	
102	(2)	行政	建築指導部	(第1回拡大) ・定期報告対象建築物の拡大の検討、素案の提示、市民意見募集を実施し、H25.4月に改正京都市建築基準法施行細則を施行した。 (第2回拡大) ・建築基準法改正により、定期報告対象建築物が拡大されることとなったことから、新規対象となる建築物の特定、周知等のため、現状把握調査や普及啓発を行った上で、H28.6月に改正京都市建築基準法施行細則を施行した。(中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容)	
103	(2)	行政	建築指導部	京都市建築行政情報システムの定期報告対象建築物のデータベース機能を運用しながら、既存建築物台帳の補充整備を進めている。	
104	(2)	行政	建築指導部	既存建築物台帳の整備について、これまでに以下の取組を実施した。 ・定期報告対象建築物台帳、耐震改修促進法に係る建築物台帳(1号台帳及び3号台帳)、アスベスト使用実態調査対象建築物のデータの統合整理。 ・不動産登記情報及び定期報告対象建築物台帳のデータを利用した定期的な所有者情報更新システムの整備。 ・建築確認情報の電子データ化。 ・建築物の位置座標の取得及び同一建築物のデータの統合整理。 ・定期報告対象建築物の拡大に伴うデータ収集・整備。 ・アスベスト対象建築物拡大(小規模建築物)に伴うデータの追加。	柱4
105	(2)	行政	建築指導部	定期報告制度の普及啓発及び記載内容の正確性の追求に係る、 ・ホームページによる情報発信及び対象建築物所有者等への通知文送付を行っている。 ・調査者・検査者向け説明会を実施している。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は説明会を中止。説明会に代わる説明資料をホームページに掲載) ・定期報告書作成の手引を作成し窓口において配布している。	
106	(2)	行政	建築指導部	定期報告審査体制の整備に係る、 ・H25に既存建築物の維持管理に係る窓口を一元化する体制整備(係の設置)を行った。 ・H25に審査や調査体制について、行政職員向けマニュアルを作成し、運用している。	
107	(2)	行政	建築指導部	定期報告審査体制の整備に係る、 ・審査体制等の参考とするため、適宜他都市へのヒアリング調査等を実施している。	
108	(1)	行政	建築指導部	定期報告の情報を違反指導に活用している。	
109	(2)	行政	建築指導部	定期報告対象建築物の拡大により、既存建築物の建物情報や所有者情報をより多く把握できるようになったことから、提出の有無の情報も含め、定期報告の情報を有効に活用し、過去の事件事故(火災事故、外壁タイル等落下事故、天井崩落事故など)を踏まえた防災査察を強化(中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容)	
110	(2)	行政	建築指導部	定期報告で要是正の指摘があったものについて、内容に応じた書面を交付している。	
111	(2)	行政	建築指導部	定期報告により、タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)、モルタル等の劣化及び損傷の状況を把握しており、報告書提出時に、要是正の建築物に対し、必要な措置を執るよう指導している。	
112	(3)	行政	建築指導部	(中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容)定期報告済リストの公表により、不動産その他の事業者を含む市民に対する定期報告概要書閲覧の促進を図り、定期報告情報の利活用を促進する。	
113	(3)	行政	建築指導部	既存建築物対策分科会において、定期報告の重要事項説明書への記載や活用に係る検討をしている。(令和2年度は、既存建築物対策分科会は開催なし)	

柱2 施策の方向性					
(1) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化 (2) あらゆる建築物の維持保全の徹底及び円滑な活用に資する取組の推進 (3) 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
114	(3)	行政	建築指導部	定期報告概要書の閲覧システムを構築し窓口を設置。	柱4
115	(1)	行政	建築指導部	違反建築物の指導について、京都府警、京都府及び京都市で情報を共有している。	
116	(1)	行政	建築指導部	防災査察の実施の際、テナントビル入居者に対し、適法な維持管理の啓発を実施している。	
117	(1)	行政	建築指導部	防災週間における査察時等に、所有者等に対し建築物の適切な維持管理を促すチラシを配布している。	
118	(2)	行政	建築指導部	定期報告制度の普及啓発において、所有者・管理者に適法な管理を促すチラシを配布している。	
119	(2)	行政	建築指導部	定期報告書作成手引きの中に、主な既存不適格事項に係る法改正時期の一覧を掲載している。	
120	(1)	行政	建築指導部	旅館業、飲食業、クリーニング業の経営者に対し、法規制について周知するチラシを作成し、関係部局の窓口において配布している。	柱5
121	(1)	行政	建築指導部	違反建築物の早期発見の観点から、指定確認検査機関が確認及び検査を行った建築物について、不自然な位置の吹き抜けや窓など、違反が予見される設計等が認められる場合には、報告を求めている。	柱4
122	(1)	行政	建築指導部	既存違反建築物対策の強化に係る、 ・H25に既存建築物の維持管理に係る窓口を一元化する体制整備（係の設置）を行った。	
123	(2)	行政	建築指導部	定期報告の提出を督促するための査察や、過去の事件事故を受けた査察の対象のうち、違反が未是正のものに対する査察等を実施している。	
124	(1)	行政	建築指導部	効果的、効率的な査察体制及び査察内容の検討を行っている。	
125	(1)	行政	建築指導部	近畿圏内の特定行政庁が連携しコンテナの違反指導を行っている。 →コロナ禍で休止。	
126	(1)	行政	建築指導部	新築住宅も含めた違反建築物の指導基準の作成に向け、検討を進めている。	
127	(1)	行政	建築指導部	指導基準作成の参考とするため、各都市の状況について情報収集した。	
128	(1)	行政	建築指導部	安心安全の建築・まちづくり市内ネットワーク会議を開催し、近年の主な事件事故について関係部局間で情報共有と連携の強化を図っている。	柱5
129	(1)	行政	建築指導部	地震、火災、水害などあらゆる災害による被害を最小限に食い止めるため、査察を実施している。	柱5
130	(1)	行政	建築指導部	H26から、目的を明確にした査察を実施しており、H29からは過去の事件事故を受けた査察対象のうち、違反が未是正のものに対する査察等を行っている。	柱5
131	(1)	行政	建築指導部	必要に応じて、建築指導部と消防局合同での査察を行っている。	柱5
132	(2)	行政	建築指導部	アスベスト含有調査費用、吹付けアスベスト除去等工事費用の助成を行っている。（R2実績：含有調査9件、除去等工事1件）	
133	(2)	行政	建築指導部	定期報告の情報を活用し、維持管理状態が悪い建築物等を対象にした査察を実施している。	
134	(1)	行政	建築指導部	（中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容）査察結果は、全国で発生した事件事故情報や定期報告における指摘の傾向等と併せ、事件事故防止につながる周知・啓発に幅広く活用	
135	(1)	行政	建築指導部	所有者の事情によっては建築行政による指導だけでは危険建築物の改善が困難なケースに対する解決策の検討等、庁内の関係部局と情報共有等必要な連携を行っている。（中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容）	
136	(1)	行政	建築指導部	危険建築物に係る各指導案件について、各団体の特長を發揮し、効果的な問題解決に当たることができるよう連携している。	
137	(1)	行政	建築指導部	H25に、危険建築物分科会にて各団体の相談窓口を記載したチラシを作成。本市が指導対象としている危険建築物の所有者等に対し、指導の際に利用し、所有者等からの要望に応じ、各団体窓口を紹介している。 また、所有者による自主改善を更に効果的に支援するため、H25に作成したチラシをH29に改訂した。（中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容）	

柱2 施策の方向性					
(1) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化 (2) あらゆる建築物の維持保全の徹底及び円滑な活用に資する取組の推進 (3) 建築物の品質・性能の「見える化」と活用の仕組みづくり					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
138	(2)	行政	建築指導部	定期報告提出の際、既存不適格項目があった場合に、提出者等を通じて所有者・管理者に啓発文書を発行している。	
139	(1)	行政	建築指導部	区役所や福祉部局等と連携し、所有者等へのアプローチを行っている。	
140	(1)	行政	建築指導部	建物の損傷度合いに応じて、指導及びパトロールを実施している。	
141	(2),(3)	行政	建築指導部	市政やまちづくりに関する理解を深めていただき、市民参加の"きっかけ"としていただくことを目的に、あらかじめ設定した多様なメニューの中から、市民の要請に応じて、出前講座を実施している。	柱1, 3
142	(2)	行政	建築指導部	条例の適用対象外の京町家などの既存不適格建築物に対して現行法下で可能な工事の範囲を明確化し、周知することにより京町家の保全、再生を実態に即して円滑かつ適切に行えるよう、「京町家できること集」を作成し、H26.1に公表した。	柱4
143	(2)	行政	建築指導部	平成20年度国住指第225号の改正を受け、全体計画認定の柔軟な運用を図る。 (なお、課題であった構造関係規定の遡及適用については、平成24年の法改正により解消された。また、本市の要望もあり、用途変更に係る全体計画認定の規定が創設された(令和元年施行)。)	
144	(2)	行政	建築指導部	定期報告の調査者(建築士等)向けに発行している「建築物の定期調査報告書の作成手引」の中で、指摘される頻度の高い既存不適格項目に係る建築基準法等の改正時期を一覧で紹介している。	
145	(2)	行政	建築指導部	検査済証の無い建築物や既存違反部分のある建築物において、現行の建築基準法令に適合させることを前提とした増改築や用途変更を円滑に進めることができるような方策の検討。(中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容)	
146		行政	建築指導部	週に1回、専門知識を有する建築相談員による建築相談窓口を開設している。	全般

◆取組実績一覧

柱3 施策の方向性					
(1) 柔軟かつきめ細やかな対応ができる保全型の制度運用の構築 (2) 技術開発や減災文化等の継承の推進 (3) 歴史的な建築物の活用や路地の再生の地域社会での定着 (4) 公民連携での事業モデルの実現					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
1		建築	建築士事務所協会	京町家継承ネットの事業参加	
2		建築	建築設計監理協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために、協会HPから京都市HPへのリンク	全般
3		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、設備設計事務所との協議会の実施	全般
4		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、他団体の青年部会との交流会の実施	全般
5		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、土業自由業団体懇話会の実施	全般
6		不動産	宅地建物取引業協会	提言、要望等の活動内容、反映された施策等を会員メール・FAX、ホームページ、広報等により周知している。	全般
7		不動産	全日本不動産協会	京都市の施策や各制度等について、年4回、研修を実施	全般
8		建築	建築家協会	安心安全推進会議の会議内容で有益で必要と考える事項をHP上で報告しリンクを作成	全般
9		建築	建設業協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために、会員・市民へ向けて支部の事業内容や京都市からの告知を掲示	全般
10		不動産	宅地建物取引業協会	協会本部でのパンフレットの配架や、協会ホームページでの広報など、建築物の安心安全の普及啓発の依頼に協力できる体制である。	全般
11	(1)	行政	建築指導部	市政やまちづくりに関する理解を深めていただき、市民参加の“きっかけ”としていただくことを目的に、あらかじめ設定した多様なメニューの中から、市民の要請に応じて、出前講座を実施している。	柱1, 2
12	(1)	行政	建築指導部	既存の道を位置指定道路にする制度を創設 ・H24.7月に策定した京都市細街路対策指針に基づき、京都の特性を生かしつつ、細街路に面する建築物の更新を促進し、防災性を向上させるため、H25に既存の非道路を位置指定道路にする制度を創設	
13	(1)	行政	建築指導部	建築基準法第43条第1項ただし書（現第43条第2項第2号）の許可基準を改正 ・H25.5月には、接道長さ2メートル未満の路地でも許可の対象とし、老朽家屋の建て替えを促進 ・H28.7月に不動産流通団体から提言を受け、H29.6月には、通路権利者の同意について見直し、手続を簡素化	
14	(1)	行政	建築指導部	非道路を法上の道路として位置付ける新たな道路指定制度の創設 ・H26から、幅員4mに満たない袋路や幅員1.8m未満の非道路である細街路を法上の道路に指定し、沿道の建替えを可能にする「新たな道路指定制度」を創設 ・制度創設以降の指定状況：袋路の2項指定2件、3項による道路後退緩和1件、6項による幅員1.8m未満の2道路指定1件	

柱3 施策の方向性					
(1) 柔軟かつきめ細やかな対応ができる保全型の制度運用の構築 (2) 技術開発や減災文化等の継承の推進 (3) 歴史的な建築物の活用や路地の再生の地域社会での定着 (4) 公民連携での事業モデルの実現					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
15	(1)	行政	建築指導部	<p>国の予算・施策に関して、京町家や大規模邸宅・庭園などの景観資産を保全・継承するための制度創設等及び京都らしい町並み景観を適切に保全・再生するための建築基準法における防火・構造及び道路関係規定の整備を目的に、以下の提案・要望を行った。</p> <p>H25.6月 安全性確保及び保全・再生を可能とする制度の整備</p> <p>H26.6月 ①伝統的構法による構造設計法の確立・普及 ②歴史的建築物の保存活用に関する本市への技術的支援 ③「保存活用計画」の策定等への支援制度の創設</p> <p>H27.6月 ①伝統的構法による構造設計法の制度化等 ②歴史的建築物を保存活用する際の助成制度の創設</p> <p>H28.6月 歴史的建築物を保全・再生するための伝統的構法による構造設計法の制度化・充実等</p> <p>H29.6月 京町家の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善等</p> <p>H29.5月,11月 京町家の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善、及び防火仕様の告示化等</p> <p>R2.6月 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善及び防火仕様の告示化等（H29年度以降毎年）</p>	
16	(3)	行政	建築指導部	<p>狭あい道路の拡幅・整備を促進し、安心で安全なまちづくりを進めるため、H22年から、狭あい道路に接した敷地での建築確認に先立って、事前の届出制度を創設し、</p> <p>① 後退線を明示する後退杭の支給 ② 道路の中心線を明示する中心紙の支給 ③ 後退部分の舗装整備費用等の一部の補助を行っている。</p> <p>なお、③については、後退用地の舗装整備が補助の有無に関わらず、ほぼ100%実施されている状況を踏まえ、H30年度末をもって終了した。</p> <p>R3年2月から、後退用地の適正な維持管理に関する啓発ビラを作成し、狭あい道路届出時の窓口において、建築主向けに配布している。</p>	
17	(3)	行政	建築指導部	<p>令和2年度については、以下の普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京町家相談員研修、不動産事業者主催の研修での制度説明・事例紹介を行った。 ・法適用除外制度の適用案件のオンライン説明会及び現場見学会の開催を行った。 ・包括同意基準の改正について、建築団体向けに勉強会を実施した。 	
18	(1),(4)	行政	建築指導部	<p>令和2年度については、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法の適用除外に係る包括同意基準の改正（住宅等における段階的耐震改修に係る基準の追加）した。 ・歴史的建築物に対し、法適用除外制度を適用した。 ・下京区、東山区における個別認定事例（連担建築物設計制度）の検討した。 ・街区計画策定における、まち再生創造推進室との連携による、連担建築物設計制度や接道許可制度を活用した路地再生の検討を行った。 	
19		行政	建築指導部	週に1回、専門知識を有する建築相談員による建築相談窓口を開設している。	全般
20	(1),(3)		建築指導部	<p>京町家等の保全・再生を行うに当たっての法的な課題解決について、H21年度の調査研究を踏まえ、以下の京都市独自の具体的な取組の検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」をH24.4月に施行した。 ・非木造の近代建築物についても条例適用の対象とするため、上記条例を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改正し、H25.11月に施行した。 ・「保存活用計画」の作成に必要な費用を補助する制度をH26に創設した。 ・「保存活用計画」の内容について、市長や建築審査会が第三者的な立場の専門家に意見を求め、意見を反映させるアドバイザー制度をH26に創設した。 ・条例の活用が見込まれる個別の建築物の所有者や建築・不動産等の事業者に対し、条例の普及啓発をH26に実施した（H27も継続）。 ・条例に基づく指定・登録等の手続について設計者向けにまとめた「手続きBOOK」をH28.4月に公開した。 ・H26から歴史的建築物の保存活用を推進するための技術的基準の制度化の検討を始め、H29.1月に標準的な京町家について具体的な技術的基準を定めた包括同意基準を制定し、H29.4月から運用している。 ・設計者向けの説明会をH28.7月及びH29.3月に実施し、条例の制度内容と包括同意基準について説明した。 	

柱3 施策の方向性					
(1) 柔軟かつきめ細やかな対応ができる保全型の制度運用の構築 (2) 技術開発や減災文化等の継承の推進 (3) 歴史的な建築物の活用や路地の再生の地域社会での定着 (4) 公民連携での事業モデルの実現					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
				<ul style="list-style-type: none"> ・包括同意基準について設計者向けにまとめた「手続きBOOK」をH29.7月に公開した。 ・条例の普及啓発を目的に、設計者向けの現場見学会（H29.11月,H30.5月,H30.9月,R1.9月,R2.10月）、耐震診断（京町家型標準設計法）に関する実践講習会（H29.11～12月）、京町家を対象とした包括同意基準の解説と演習（H29.11～12月）、個別相談会（H30.8月）、専門家向け実践講習会（R1.8月,R1.9月,R1.10月）、シンポジウム（R2.1月）及びオンライン説明会（R2.9月）を開催した。 ・R3.2月に住宅等の段階的耐震改修に係る包括同意基準の改正を行い、その内容について、建築団体向けに勉強会を実施した。 	

柱4	円滑な建築関係手続の推進	最終更新日 令和3年8月5日
----	--------------	----------------

◆取組実績一覧

柱4 施策の方向性					
(1) ICTの活用等による建築関係手続の合理化等					
(2) 確認検査の実効性の確保					
(3) 公民協働による人材育成、情報共有の取組の充実					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
1	(3)	指定機関	京都確認検査機構、I-P E C、アネックス、西日本住宅評価センター	「京都市・指定確認検査機関連絡会議」を開催し、連絡会議において、審査・検査に係る情報の伝達、意見交換及び調整等を行い、業務の適正かつ円滑化を図っている。	
2	(2)	エネルギー	関西電力送配電	営業所窓口での法令順守等に係るリーフレットの設置	柱2
3	(2)	エネルギー	大阪ガス	ガス工事設計審査受付に違反建築防止のパンフレットを置き、主に住宅のガス工事の設計を行うガス工事会社様にお渡ししている。また、設計者の会議にてパンフレットを配布予定	柱2
4	(2)	エネルギー	上下水道局 水道部、上下水道局 下水道部	営業所などにおける、法令順守等に係るPRポスターの掲示、リーフレットの設置	柱2
5	(2)	エネルギー	関西電力送配電、上下水道局 水道部、上下水道局 下水道部	建築基準法違反等の建築物に対し、京都市からの要請があり、かつ、一定の基準を満たしている場合は供給承諾を保留する。	柱2
6	(2)	エネルギー	上下水道局 水道部、上下水道局 下水道部	上下水利用に係る新規申請時に建築確認通知の写しの提出を求めている。	柱2
7	(3)	建築	建築士事務所協会	工事監理の必要性、コンプライアンス向上等に係る開設者、管理建築士に役立つセミナー	
8	(3)	建築	建築士事務所協会	コンプライアンス向上、工事監理徹底に向けた、改正基準法に関する講習会	
9	(3)	建築	建築家協会	コンプライアンス向上、工事監理徹底に向けて、弁護士等の講師を招いて、実務者向け研修会を実施	
10	(3)	不動産	不動産コンサルティング	会員の月例会にて、建築基準法のPRに係る取組の説明・パンフレットの配布を実施	
11	(3)	不動産	不動産コンサルティング	2ヶ月毎に定例会を開催し、コンプライアンス向上に係る取組報告及び事例紹介等を行っている。	
12	(2)	金融	銀行協会	住宅ローン取扱時に検査済証提出の義務付け100%に向けて進めている。	
13	(2)	金融	信用金庫協会	新築物件では、融資の際に検査済証の取得を義務付けている。	
14	(2)	金融	住宅金融支援機構	フラット35の新築融資において、検査済証の発行を融資実行の要件としている。<令和2年度実績(京都府)>申請戸数：1,115件(前年度比12戸増)、実行戸数：596戸(前年度比174戸減)	
15	(2)	指定機関	京都確認検査機構、I-P E C、西日本住宅評価センター	指定確認検査機関の名前を併記したリーフレット「建築物に関する各種検査のお知らせ」を作成し、確認検査済証交付時に配布している。	
16	(2)	指定機関	京都確認検査機構、西日本住宅評価センター	検査済証未交付のリスクを明快地指摘したリーフレット「その建物、検査済証が交付されていますか?」を作成し、配布している。	
17	(2)	指定機関	京都確認検査機構、アネックス、西日本住宅評価センター	確認済証交付時、中間検査時及び中間検査合格証交付時に完了検査受検案内を実施	
18	(2)	指定機関	京都確認検査機構、日本ERI	中間検査合格シールを配布している。	
19	(2)	指定機関	アネックス	中間検査合格時、完了検査合格時には合格証、検査済証交付時にシールを配布している。	
20	(2)	指定機関	I-P E C	H22.4.1から滋賀県、京都府、大阪府(大阪市は除く)の対象物件に検査済証シールを支給している。	
21	(2)	指定機関	I-P E C、アネックス	確認申請・完了検査申込の同時受付を行っている。	
22	(3)	指定機関	I-P E C	各種建築団体と連携し、講習会講師等に積極的に参加し、工事監理の徹底等PRを実施している。	
23	(2)	指定機関	アネックス	確認済証交付時に「検査部からのお知らせ」と称する文書を配布し、適切に中間検査・完了検査を受けるよう案内している。	
24	(2)	指定機関	日本ERI	確認済証交付時に検査予約用紙(FAX用)を渡し、検査手続きの簡便性を高めている。	
25	(2)	指定機関	西日本住宅評価センター	中間・完了検査の事前予約制度を実施し、検査日直前に工事管理者(監理者)からFAX予約を受け付け、検査日時の調整等を行っている。	

柱4 施策の方向性					
(1) ICTの活用等による建築関係手続の合理化等					
(2) 確認検査の実効性の確保					
(3) 公民協働による人材育成、情報共有の取組の充実					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
26	(2)	金融	銀行協会	増築、リフォーム等において、物件の規模、大きさ等の案件の状況により、各銀行で融資の際の検査済証の要件について取り決めている。	柱2
27	(2)	金融	信用金庫協会	大型改修工事には、融資の際に検査済証の取得を義務付けている。	柱2
28	(3)	不動産	宅地建物取引業協会	重要事項説明書の解説書にて、既存不適格建築物などについて、記載例を示して説明している。	柱2
29		建築	建築設計監理協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために、協会HPから京都市HPへのリンク	全般
30		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、設備設計事務所との協議会の実施	全般
31		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、他団体の青年部会との交流会の実施	全般
32		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、工業 自由業団体懇話会の実施	全般
33		不動産	宅地建物取引業協会	提言、要望等の活動内容、反映された施策等を会員へメール・FAX、ホームページ、広報等により周知している。	全般
34		不動産	全日本不動産協会	京都市の施策や各制度等について、eラーニングシステムでの開催を併用し、研修を実施	全般
35		建築	建築家協会	安心安全推進会議の会議内容で有益で必要と考える事項をHP上で報告しリンクを作成	全般
36		建築	建設業協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために、会員・市民へ向けて支部の事業内容や京都市からの告知を掲示	全般
37		不動産	宅地建物取引業協会	協会本部でのパンフレットの配架や、協会ホームページでの広報など、建築物の安心安全の普及啓発の依頼に協力できる体制である。	全般
38	(2)	指定機関、行政	京都確認検査機構、I-PEEC、西日本住宅評価センター、建築指導部	京都市と指定確認検査機関の名前を併記したリーフレット「建築物に関する各種検査のお知らせ」を作成し、確認検査済証交付時に配布している	
39	(2)	指定機関、行政	京都確認検査機構、I-PEEC、建築指導部	検査済証未交付のリスクを明快地指摘したリーフレット「その建物、検査済証が交付されていますか？」を作成し、配布している。	
40	(2)	指定機関、行政	I-PEEC、アネックス、建築指導部	完了検査合格時にシールを配布している。	
41	(2)	行政	建築指導部	違反建築物防止と安心安全実施計画推進会議の活動について記載したリーフレット「みんなで守ろう建築のルール」を作成し、安心安全実施計画への参画団体から協力を得て配布している。	柱2
42	(2)	行政	建築指導部	日本建築行政会議で作成されたリーフレット「あなたの住宅・店舗・事務所等を安全に建てるための建築基準法・建築士法」及び近畿建築行政会議で作成されたリーフレット「安全な住宅を建てるために、安心な住宅を買うために」を配布している。	柱2
43	(2)	行政	建築指導部	検査済証の取得徹底に係る、市の広報媒体を活用した市民への普及啓発の実施（中間点検時に「充実する取組」に掲げた内容） →R元年度は市民新聞10月号四コマ漫画にて啓発。	柱2
44	(2)	行政	建築指導部	工事監理の必要性、コンプライアンス向上に係る、ホームページ、パンフレット等を活用した広報活動を行っている。	柱2
45	(2),(3)	指定機関、行政	京都確認検査機構、I-PEEC、アネックス、日本ERI、西日本住宅評価センター、建築指導部	建築基準法の本市の解釈を取りまとめた「京都市建築法令実務ハンドブック」を発行し、適宜改訂を行っている	
46	(2)	行政	建築指導部	建築指導部内のホームページで完了検査の流れについて情報を発信している。	
47	(2)	行政	建築指導部	着工までに工事監理者を選定するよう指導している。	
48	(2)	行政	建築指導部	各種補助制度の申請時に検査済証の提出を求めている。 ・分譲マンションの耐震化対策事業 ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化対策事業 ・既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業 ・修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業 ・要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策事業 ・吹付けアスベスト除去等助成事業	柱2

柱4 施策の方向性					
(1) ICTの活用等による建築関係手続の合理化等 (2) 確認検査の実効性の確保 (3) 公民協働による人材育成, 情報共有の取組の充実					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
49	(2)	行政	建築指導部	金融機関に対して、住宅ローン取扱時に検査済証を要件化することを依頼している。	柱2
50	(1)	行政	建築指導部	既存建築物台帳の整備について、これまでに以下の取組を実施した。 ・定期報告対象建築物台帳, 耐震改修促進法に係る建築物台帳(1号台帳及び3号台帳), アスベスト使用実態調査対象建築物のデータの統合整理。 ・不動産登記情報及び定期報告対象建築物のデータを利用した定期的な所有者情報更新システムの整備。 ・建築確認情報の電子データ化。 ・建築物の位置座標の取得及び同一建築物のデータの統合整理。 ・定期報告対象建築物の拡大に伴うデータ収集・整備。 ・アスベスト対象建築物拡大(小規模建築物)に伴うデータの追加。	柱2
51	(1)	行政	建築指導部	定期報告概要書の閲覧システムを構築し窓口に設置。	柱2
52	(3)	指定機関, 行政	京都確認検査機構, I-P-E-C, アネックス, 日本ERI, 西日本住宅評価センター, 建築指導部	「京都市・指定確認検査機関連絡会議」を開催し, 確認検査に係る情報の伝達, 意見交換, 調整等を行い, 業務の適正かつ円滑化を図っている。	柱5
53	(2)	行政	建築指導部	違反建築物の早期発見の観点から, 指定確認検査機関が確認及び検査を行った建築物について, 不自然な位置の吹き抜けや窓など, 違反が予見される設計等が認められる場合には, 報告を求めている。	柱2
54	(3)	行政	消防局, 建築指導部	「安心安全の建築・まちづくり市内ネットワーク会議」において, 各局が所管する関係法令の改正内容等について, 情報共有を行っている。(H29~)	
55	(3)	行政	建築指導部	条例の適用対象外の京町家などの既存不適格建築物に対して現行法下で可能な工事の範囲を明確化し, 周知することにより京町家の保全, 再生を実態に即して円滑かつ適切に行えるよう, 「京町家できること集」を作成し, H26.1に公表した。	柱2
56	(3)	行政	建築指導部	「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」の発行 ・取組の具体内容: 「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」の発行(H26.5.1), 構造・建築設備関係の追加(H28.3) ・近畿で統一的運用が可能なものを取りまとめている。近畿圏内において設計や確認・検査が円滑かつ適正に行われることにより建築物の安全性や快適性の確保に寄与。 (近畿建築行政会議に参画)	
57	(1)	行政	建築指導部	H23.12月に建築行政共用データベースを導入し, 業務の円滑化を図っている。	
58	(1)	行政	建築指導部	オンラインでの手続きに向けて, 令和3年1月に国の様式について押印が廃止され, 令和3年8月に市の様式について押印が廃止された。	
59		行政	建築指導部	週に1回, 専門知識を有する建築相談員による建築相談窓口を開設している。	全般

柱5	事故・災害時の迅速な対応	最終更新日 令和3年8月5日
----	--------------	----------------

◆取組実績一覧

柱5 施策の方向性					
(1) 事故発生時における連携体制の継続等 (2) 地震発生時における被災建築物応急危険度判定業務のICT化等 (3) 災害発生後における公民連携体制の構築等					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
1	(3)	建築	建築士会	地域と顔の見える関係を構築して耐震・防災について促進するようにしていく。	柱2
2	(1)	行政	消防局	「安心安全の建築・まちづくり庁内ネットワーク会議」を開催し、近年の主な事件事故について関係部局間で情報共有と連携の強化を図っている。	柱2
3	(1)	行政	消防局	地震、火災、水害などあらゆる災害による被害を最小限に食い止めるため、査察を実施している。	柱2
4	(1)	行政	消防局	事件事故発生時の現地確認及び情報提供を行っている。	柱2
5	(1)	行政	消防局	事件事故が発生した場合、京都市で類似の建築物に対し、緊急のパトロール・立入調査を行ったうえ、予防措置及び必要に応じ是正に関する指導を実施。（これまでの緊急パトロール：個室ビデオ店、カラオケボックス、ホテル、グループホーム、診療所、簡易宿所、木造飲食店、大規模倉庫、木造寄宿舍）	柱2
6	(3)	行政	消防局	防災訓練において、消防局と都市計画局との連携のもと周知啓発活動に取り組んでいる（耐震化対策、密集市街地対策）。	柱2
7		建築	建築設計監理協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために、協会HPから京都市HPへのリンク	全般
8		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、設備設計事務所との協議会の実施	全般
9		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、他団体の青年部会との交流会の実施	全般
10		建築	建築士事務所協会	関係機関との連携の一環として、士業 自由業団体懇話会の実施	全般
11		不動産	宅地建物取引業協会	提言、要望等の活動内容、反映された施策等を会員へメール・FAX、ホームページ、広報等により周知している。	全般
12		不動産	全日本不動産協会	京都市の施策や各制度等について、eラーニングシステムでの開催を併用し、研修を実施	全般
13		建築	建築家協会	安心安全推進会議の会議内容で有益と考える事項をHP上で報告しリンクを作成	全般
14		建築	建設業協会	建築物の安心安全の取組情報の広報のために、会員・市民へ向けて支部の事業内容や京都市からの告知を掲示	全般
15		不動産	宅地建物取引業協会	協会本部でのパンフレットの配架や、協会ホームページでの広報など、建築物の安心安全の普及啓発の依頼に協力できる体制である。	全般
16	(1)	行政	建築指導部	近年の主な事件事故について関係部局間で情報共有と連携の強化を図っている。	
17	(1)	行政	建築指導部	旅館業、飲食業、クリーニング業の経営者に対し、法規制について周知するチラシを作成し、関係部局の窓口において配布している。	柱2
18	(1)	行政	消防局、建築指導部	安心安全の建築・まちづくり庁内ネットワーク会議を開催し、近年の主な事件事故について関係部局間で情報共有と連携の強化を図っている。	柱2
19	(1)	行政	建築指導部	地震、火災、水害などあらゆる災害による被害を最小限に食い止めるため、査察を実施している。	柱2
20	(1)	行政	建築指導部	H26から、目的を明確にした査察を実施しており、H29からは過去の事件事故を受けた査察対象のうち、違反が未是正のものに対する査察等を行っている。	柱2
21	(1)	行政	建築指導部	事件事故対策に関して、建築物の安全対策の情報をホームページで公開している。	
22	(1)	行政	建築指導部	防災週間などの機会を捉えて、事件事故の予防対策に関する優良事例について紹介されるよう報道機関への働きかけを行っている。	
23	(1)	行政	建築指導部	事件事故が発生した場合、京都市で類似の建築物に対し、緊急のパトロール・立入調査を行っている。（これまでの緊急パトロール：個室ビデオ店、カラオケボックス、ホテル、グループホーム、診療所、簡易宿所、木造飲食店、大規模倉庫、木造寄宿舍）	

柱5 施策の方向性					
(1) 事故発生時における連携体制の継続等 (2) 地震発生時における被災建築物応急危険度判定業務のICT化等 (3) 災害発生後における公民連携体制の構築等					
No.	関連する「施策の方向性」	分野	実施主体と内容		再掲
			団体名	内容	
24	(2)	行政	京都府 建築指導課, 建築指導部	令和2年7月に、スマートフォン（判定支援ツール）を活用した地震被災建築物応急危険度判定の実地訓練を行った。 参加者：京都府、京都市、宇治市、国立研究開発法人建築研究所、国土交通省国土技術政策総合研究所、ESRIジャパン(株)	
25	(2)	建築, 行政	建築士会, 建築士事務所協会, 京都府 建築指導課, 建築指導部	令和2年10月に、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、判定支援ツールに関する研修が実施された。	
26	(2)	建築, 行政	建築士会, 建築士事務所協会, 京都府 建築指導課, 建築指導部	京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、メールによる連絡訓練を行った。	
27	(2)	行政	京都府 建築指導課, 建築指導部	京都府が開催する、地震被災建築物応急危険度判定における判定士の講習会について、市職員が受講し、判定士の確保を行った。	
28	(3)	指定機関, 行政	京都確認検査機構, I-P-E-C, アネックス, 日本ERI, 西日本住宅評価センター, 建築指導部	「京都市・指定確認検査機関連絡会議」を開催し、確認検査に係る情報の伝達、意見交換、調整等を行い、業務の適正かつ円滑化を図っている。	柱4
29		行政	建築指導部	週に1回、専門知識を有する建築相談員による建築相談窓口を開設している。	全般